

○多度津町ふるさと納税推進事業実施要領

平成 27 年 8 月 21 日

要領第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、多度津町ふるさと納税制度事務取扱要綱（平成 27 年多度津町要綱第 41 号）第 7 条の規定に基づき、多度津町へのふるさと納税の推進及び町内産業の活性化に寄与することを目的に、寄附者に対して返礼品を進呈する、多度津町ふるさと納税推進事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 多度津町に対し、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 37 条の 2 及び第 314 条の 7 の規定に基づく寄附を行うことをいう。
- (2) 地元特産品等 平成 31 年総務省告示第 179 号（以下「総務省告示」という。）に基づく基準に該当する商品又は提供されるサービスをいう。
- (3) 地元事業者 町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所若しくは工場を有する事業者又は地元特産品等の製造・販売を行う町外の事業者をいう。
- (4) パートナー事業者 地元特産品等の提供をしている地元事業者のうち、この要領に基づき事業への登録を申し込み、町長の承認を受けた者をいう。
- (5) 寄附者 多度津町に対し、ふるさと納税を行った者をいう。
- (6) 返礼品 パートナー事業者が取扱いを行う地元特産品等のうち、多度津町及び香川県の魅力を「体感できる」「懐かしむことができる」もの等であり、寄附者に進呈することで、多度津町及び香川県を PR でき、地域産業の振興につながる要素を持つものとして町長が認めるものをいう。
- (7) 負担金 パートナー事業者が負担した、寄附者又は寄附者が指定す

る者に送付した返礼品の代金及び発送に要する費用（消費税を含む。）をいう。

（８） 町税等 町民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税及び法人町民税のことをいう。

（事業内容）

第３条 町長は、寄附者から返礼品の申込みがあったときは、当該寄附者が希望する返礼品を進呈するものとする。

２ 寄附者への返礼品の送付はパートナー事業者が行うものとする。

３ 町長は、パートナー事業者が寄附者又は寄附者が指定する者に対し返礼品の送付を行った場合、当該返礼品に係る負担金を支払うこととする。

（パートナー事業者の公募）

第４条 町長は、事業へ登録する地元事業者を公募するものとする。

２ 前項の規定による公募は、多度津町のホームページその他町長が適当と認める媒体に掲載することにより実施するものとする。

（パートナー事業者の登録等）

第５条 パートナー事業者は次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

（１） 各種法令に沿った商品又はサービスの提供を行っている地元事業者であること。

（２） 納期到来分の町税等に滞納がないこと。

（３） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者でないこと。

（４） その他町長が公募の際に定める要件を満たしていること。

２ パートナー事業者として登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、多度津町ふるさと納税推進事業パートナー事業者登録申請書（様式第１号）及び誓約書兼同意書（様式第２号）を町長に提出しなければならない。

（パートナー事業者の承認）

第６条 町長は、前条第２項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類等について審査し、登録の可否を決定したときは、多度津町ふるさと納税推進事業パートナー事業者登録承認（不承認）通知書（様式第３

号)により、当該申請者に通知するものとする。

(パートナー事業者の登録変更)

第7条 パートナー事業者は、前条の規定による承認を受けた内容に変更があるときは、速やかに多度津町ふるさと納税推進事業パートナー事業者変更申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更申請があった場合において、その内容を審査し、変更の可否を決定したときは、多度津町ふるさと納税推進事業パートナー事業者登録承認(不承認)通知書(様式第3号)によりパートナー事業者に通知するものとする。

(パートナー事業者登録の辞退)

第8条 パートナー事業者が登録を辞退しようとするときは、多度津町ふるさと納税推進事業パートナー事業者登録辞退届出書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(パートナー事業者の登録取消し)

第9条 町長は、パートナー事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該パートナー事業者の登録を取り消し、多度津町ふるさと納税推進事業パートナー事業者登録取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

- (1) パートナー事業者から前条に規定する届出があったとき。
- (2) 第5条第1項に定める要件を満たさなくなったとき。
- (3) 提出書類に虚偽があったとき。
- (4) 故意又は重大な過失により、町又は寄附者に損害を与えたとき。
- (5) その他町長がパートナー事業者として不適切であると認めたとき。

(返礼品の登録等)

第10条 返礼品は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 総務省告示第5条各号のいずれかに該当すること。
- (2) ふるさと納税に係る返礼品の送付等について(平成29年4月1日付け総税市第28号総務大臣通知)第2の2(1)に掲げる返礼品に該当しないものであること。

2 返礼品の登録を申請しようとするパートナー事業者は、多度津町ふるさと

納税推進事業返礼品登録申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （１） 返礼品として登録しようとする地元特産品等の紹介文書及び写真データ
- （２） 返礼品を送付するときに同封するパンフレット等
- （３） その他町長が必要と認める書類

3 パートナー事業者は、返礼品として登録しようとする地元特産品等が受注生産によるなど寄附者への送付までに一定期間を要するもの又は季節限定品など送付の時期が限られるものである場合は、前項の申請の際、申請書にその旨を記載しなければならない。

（返礼品の承認）

第11条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う実地調査その他の方法により、地元特産品等が適当であるか否かを調査し、返礼品の登録の可否を決定したときは、多度津町ふるさと納税推進事業返礼品登録承認（不承認）通知書（様式第8号）により、速やかにその旨を当該パートナー事業者に通知するものとする。

（返礼品等の登録変更）

第12条 パートナー事業者は前条の規定による承認を受けた内容を変更する場合には、内容を変更しようとする日の1箇月前までに多度津町ふるさと納税推進事業返礼品変更申請書（様式第9号）に第10条第2項に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

2 前項の規定による内容変更の申請があった場合には、前条の規定により内容変更の承認手続を行うものとする。

（返礼品登録の取下げ）

第13条 パートナー事業者は、返礼品の登録を取り下げようとするときは、取り下げる1箇月前までに多度津町ふるさと納税推進事業返礼品登録取下届出書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（返礼品の取消し）

第14条 町長は、登録された返礼品が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、返礼品の登録を取り消し、当該パートナー事業者に対し、多度津町

ふるさと納税推進事業返礼品登録取消通知書（様式第 1 1 号）により通知するものとする。

- （１） 第 1 0 条第 1 項に定める要件を満たさなくなったとき。
- （２） 提出書類に虚偽があったとき。
- （３） パートナー事業者から前条に規定する届出があったとき。
- （４） その他町長が町のふるさと納税の返礼品としてふさわしくないと判断したとき。

（返礼品の送付）

第 1 5 条 町長は、寄附者から返礼品の申込みがあったときは、電子メール等町長が適切と認める手段により、パートナー事業者に対して返礼品の発送に必要な個人情報等を通知するものとする。

2 前項の通知を受けたパートナー事業者は、寄附者又は寄附者が指定する者に対し、2 週間以内に返礼品を送付するものとする。この際、送付日時の調整等が必要な場合は、パートナー事業者が直接当該寄附者と調整を行う。なお、返礼品の送付に係る一切の費用はパートナー事業者の負担とする。

3 パートナー事業者は、在庫不足その他の理由により第 1 項の規定による通知を受けた日から寄附者に送付するまでの期間が 2 週間を超えることが見込まれるときは、速やかに町長に報告しなければならない。ただし、第 1 0 条第 3 項の規定により、申請書にその旨を記載している場合は、この限りでない。

4 パートナー事業者は返礼品の送付に際し、多度津町へのふるさと納税に係る返礼品であることが明確に判るよう努めるものとする。また社会通念上妥当と認められる範囲において、自社の商品又はサービスのパンフレット等を同封することができる。

（請求）

第 1 6 条 パートナー事業者は、返礼品の送付実績を毎月末に取りまとめ、翌月 1 0 日までに、寄附者に返礼品を送付したことを確認できる書類を添えて、負担金の額を町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求があった日から 3 0 日以内に、パートナー事業者が指定する金融機関口座へ請求金額を振り

込むものとする。

(パートナー事業者の責務等)

第17条 パートナー事業者は、返礼品の提供等本事業に関する業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、返礼品の発送及び配送業務についてはこの限りでない。

2 パートナー事業者は、返礼品の提供が困難となったときは、遅滞なく町長に報告しなければならない。またこの事業の実施に係る自社の権利及び義務を町長の許可なく第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

3 パートナー事業者は、町長と多度津町ふるさと納税推進事業に係る覚書を締結し、提供した返礼品の品質及び性能等の商品に関する苦情並びに事故に対して責任を持って誠実に対応しなければならない。

4 パートナー事業者は、自らがパートナー事業者であることをPRすることができる。

(事業広報への協力)

第18条 パートナー事業者は、返礼品の写真に係るデータの提供等、多度津町が事業の広報を目的としたチラシその他の制作のために必要な協力を行うものとする。

(パートナー事業者間の連携・協力)

第19条 パートナー事業者は、必要に応じて他のパートナー事業者の返礼品と自社の返礼品を組み合わせたセット品を企画するなど、他のパートナー事業者と連携・協力することができる。

2 前項の規定に基づき、パートナー事業者間で連携・協力して本事業に参加する場合には、当事者間で代表となるパートナー事業者を1つ定め、受注や請求など本事業に関する業務は当該パートナー事業者が責任をもって行わなければならない。この場合において、当該パートナー事業者が第10条第2項に定める申請をする際に、連携・協力するパートナー事業者間で交わされた契約書等の写しを提出するものとする。

(パートナー事業者への統計データ等の提供)

第20条 町長はパートナー事業者に対して、それぞれの返礼品の発注件数等の本事業に関する統計データ等を必要に応じて提供することができる。

（個人情報の保護）

第 2 1 条 パートナー事業者は、第 1 5 条第 1 項の規定により提供を受けた個人情報等を、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）、多度津町個人情報保護法施行条例（令和 5 年多度津町条例第 1 号）及び関係法令を遵守し厳重に取り扱うとともに、返礼品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。これはパートナー事業者でなくなった後においても同様とする。ただし、寄附者からパートナー事業者へ直接連絡等があった場合などの経緯により、改めて入手した個人情報についてはこの限りでない。

（その他）

第 2 2 条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 8 年 6 月 1 3 日要領第 4 号）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 1 7 日要領第 1 号）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 2 4 日要領第 2 号）

この要領は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）附則第 1 条第 7 号に掲げる規定（同法第 5 1 条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 3 1 日要領第 4 号）

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 1 0 月 1 日要領第 6 号）

この要領は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

多度津町長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号

多度津町ふるさと納税推進事業パートナー事業者登録申請書

多度津町ふるさと納税推進事業実施要領第 5 条第 2 項の規定により、パートナー事業者の登録を申請します。

事業者名	
所在地	
代表者職氏名	
担当者的名	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	
主な取扱商品 (予定含む)	

誓約書兼同意書

私は、多度津町ふるさと納税の返礼品を提供するパートナー事業者として、下記の事項について誓約し、同意します。

記

- 1 返礼品の提供においては、地場産品基準（平成 31 年総務省告示第 179 号）及び食品表示法などの関係法令を遵守します。また、法令等において遵守すべき事項が記載された書類を整備し、5 年間保存します。
- 2 個人情報の取扱いについては、多度津町ふるさと納税推進事業実施要領第 21 条の規定を遵守します。
- 3 適正な返礼品を確実に供給できる体制を整備し、安定して返礼品を提供します。
- 4 過剰に受注するなど過失により返礼品を提供できなくなった場合、速やかに多度津町に報告するとともに、自己の責任において同等品を確保し（確保に要する費用負担も含む）、寄附者が不利益を被ることがないように真摯に対応します。
- 5 寄附者から返礼品の品質等について苦情等があった場合、真摯に対応し、解決・改善に努めます。
- 6 適正なふるさと納税業務の実施のために行う多度津町の調査・確認（実地調査・確認を含む）に応じます。
- 7 地場産品基準類型 1 号に該当する返礼品を提供する場合は、地場産品基準を満たすことが確認できる証明書を提出します。
- 8 地場産品基準類型 3 号に該当する返礼品を提供する場合は、町が別途定める調査票を提出します。
- 9 産地偽装や製造地偽装等の虚偽の申請や遵守すべき法令等に違反した場合、もしくは地場産品基準（平成 31 年総務省告示第 179 号）に適合しない返礼品

の提供を行った場合など、パートナー事業者の責めに帰すべき事由によって多度津町に損害を生じた場合は、その生じた全ての損害について、多度津町の指定する方法によりその損害を賠償します。

- 10 多度津町が主催するふるさと納税に関する研修会等については、原則として参加します。ただし、業務上の都合、災害、疾病、その他やむを得ない事由により参加することが困難な場合は、多度津町の承認を受けた上で欠席し、研修会等の資料を確認するなど、研修会等の内容の把握に努めます。
- 11 相対的に苦情が多い場合や寄附者に健康被害が発生した場合、産地偽装など地場産品基準や関係法令に反した場合（ふるさと納税以外で提供する品物等で法令に反した場合も含む）には、町が返礼品の取扱いを停止する可能性があることに同意します。
- 12 多度津町が町税等の滞納状況について調査することに同意します。
- 13 町税等の滞納があった場合（納税の猶予の適用を受けている場合を除く）は、パートナー事業者としての資格を失うことに同意します。

年 月 日

（あて先）多度津町長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

様

多度津町長

多度津町ふるさと納税推進事業パートナー事業者登録承認（不承認）通知書

多度津町ふるさと納税推進事業実施要領第 6 条の規定により、 年 月 日
付けで申請のあったパートナー事業者登録について、以下のとおり通知します。

承 認 区 分	☐ 承 認 ☐ 不 承 認
登 録 区 分	☐ 新 規 ☐ 変 更
承 認 番 号	—
備 考	(承認しない理由)

様式第 4 号（第 7 条関係）

年 月 日

多度津町長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号

多度津町ふるさと納税推進事業パートナー事業者変更申請書

多度津町ふるさと納税推進事業実施要領第 7 条第 1 項の規定により、パートナー事業者として承認を受けている内容について、次のとおり変更を申請します。

承認番号		—			
変更したい内容 (具体的に)					
連絡先	担当部署				
	担当者	役職		氏名	
	電話番号				
	F A X 番号				
	E - m a i l				

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

多度津町長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号

多度津町ふるさと納税推進事業パートナー事業者登録辞退届出書

多度津町ふるさと納税推進事業実施要領第 8 条の規定により、多度津町ふるさと納税推進事業におけるパートナー事業者の登録を辞退します。

承 認 番 号		—			
辞 退 の 理 由					
連 絡 先	担当部署				
	担 当 者	役職		氏名	
	電話番号				
	FAX 番号				
	E - m a i l				

年 月 日

様

多度津町長

多度津町ふるさと納税推進事業パートナー事業者登録取消通知書

多度津町ふるさと納税推進事業実施要領第 9 条の規定により、以下のとおり多度津町ふるさと納税推進事業パートナー事業者の登録を取り消すことを通知します。

取 消 日	年 月 日
承 認 番 号	—
取 消 し の 理 由	☐多度津町ふるさと納税推進事業パートナー事業者登録辞退届出書の提出があったため ☐要領第 5 条第 1 項に定める要件を満たさなくなったため ☐提出書類に虚偽があったため ☐故意又は重大な過失により町又は寄附者に損害を与えたため ☐その他町長がパートナー事業者として不適切であると認めたため

様式第 7 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

多度津町長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号

多度津町ふるさと納税推進事業返礼品登録申請書

多度津町ふるさと納税推進事業実施要領第 1 0 条第 2 項の規定により、多度津町ふるさと納税返礼品として登録を申請します。

返 礼 品 の 名 称	フリガナ
返 礼 品 の 内 容 及 び P R	※品名、規格、数量等
負 担 金 額	円

返 礼 品 の 市 場 価 格 (※市場に流通し ていない場合は、流 通させた場合の価 格を記載)		返 礼 品 の 価 格 総 額 円 (ア + イ)			
		内 訳 ア 返 礼 品 の 価 格 円 (セ ッ ト 品 の 場 合 は 合 算 し た 価 格)			
		イ 消 費 税 等 円			
		※ 参 考 送 料 : 円 (東 京 へ 発 送 す る 場 合 の 送 料 を 記 載)			
発 送 可 能 な 時 期 ・ 数 量 な ど		☐ 通 年 ☐ 時 期 限 定 (月 頃 から 月 頃 ま で) ☐ 数 量 限 定 (個 ま で) ☐ そ の 他 ()			
配 送 ・ 発 送 業 務 を 委 託 す る 場 合 は そ の 委 託 先					
協 力 す る パ ー ト ナ ー 事 業 者 名					
連 絡 先	担 当 部 署				
	担 当 者	役 職		氏 名	
	電 話 番 号				
	F A X 番 号				
	E - m a i l				
添 付 書 類		(1) 地元特産品等の紹介文書及び写真（データは承認後提出） (2) 返礼品を送付するときに同封するパンフレット等 (3) その他町長が必要と認める書類			

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

様

多度津町長

多度津町ふるさと納税推進事業返礼品登録承認（不承認）通知書

多度津町ふるさと納税推進事業実施要領第 1 1 条の規定により、 年 月 日付けで申請のあった返礼品登録について、以下のとおり通知します。

承認区分	☐ 承認 ☐ 不承認
登録区分	☐ 新規 ☐ 変更
承認番号	—
返礼品の 名 称	
負担金額	円
備 考	(承認しない理由)

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

多度津町長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号

多度津町ふるさと納税推進事業返礼品変更申請書

多度津町ふるさと納税推進事業実施要領第 1 2 条第 1 項の規定により、既に承認を受けている返礼品について、次のとおり変更を申請します。

返 礼 品 の 名 称					
承 認 番 号		—			
変 更 し た い 内 容 (具 体 的 に)					
連 絡 先	担 当 部 署				
	担 当 者	役職		氏名	
	電 話 番 号				
	F A X 番 号				
	E - m a i l				

様式第 1 0 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

多度津町長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号

多度津町ふるさと納税推進事業返礼品登録取下届出書

多度津町ふるさと納税推進事業実施要領第 1 3 条の規定により、多度津町ふるさと納税推進事業における返礼品の登録を取り下げます。

今回届け出を行う返礼品の承認番号及び名称	承認番号		返礼品名称				
	—						
	—						
	—						
取 下 げ の 理 由							
連 絡 先	担当部署						
	担 当 者	役職		氏名			
	電話番号						
	FAX 番 号						
	E - m a i l						

様

多度津町長

多度津町ふるさと納税推進事業返礼品登録取消通知書

多度津町ふるさと納税推進事業実施要領第 1 4 条の規定により、以下のとおり多度津町ふるさと納税推進事業返礼品の登録を取り消すことを通知します。

取 消 日	年 月 日	
登録を取り消す承認番号及び 名 称	承認番号	返 礼 品 名 称
	—	
	—	
	—	
取 消 し の 理 由	☐要領第 1 0 条第 1 項に定める要件を満たさなくなったため ☐提出書類に虚偽があったため ☐多度津町ふるさと納税推進事業返礼品登録取下届出書の提出があったため ☐その他町長がふるさと納税の返礼品としてふさわしくないと判断したため	